

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十二日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（規則六 四二）の一部を次のように改正する。

「警察本部の局長

別表第一中「警察本部の局長」を 徳島中央警察署長 に改め、「徳島中央警察署長」

徳島板野警察署長」

、「徳島板野警察署長」及び「高速道路交通警察隊長」を削り、「区分が」の下に「一種及び」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。